

第 555 回広島地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	令和 6 年 8 月 5 日（月）13 時 44 分～14 時 57 分		
開始場所	広島合同庁舎 3 号館 1 階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 令和 6 年度広島県最低賃金の改正決定について 2 令和 6 年度広島県特定最低賃金の改正申出の取扱いについて 3 令和 6 年度広島県特定最低賃金の決定申出の取扱いについて 4 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 令和 6 年度広島県最低賃金の改正決定について</p> <p>本年度の広島地方最低賃金審議会広島県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の審議経過について、専門部会長による説明が行われた後、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に対し、「広島県最低賃金を 1 時間 1,020 円」に改正決定するとの結論に達した旨の「広島県最低賃金の改正決定に関する報告書」（以下「部会長報告書」という。）が提出された。</p> <p>会長は、労使各側に意見を求めたところ、特段の意見は出されなかった。</p> <p>会長は、部会長報告に基づき答申案を作成することとし、事務局に答申案の作成を指示した。</p> <p>事務局において、広島県最低賃金を「1 時間 1,020 円」に改正決定するとの結論に達した旨の答申案を作成し、配布した後、内容を読み上げた。</p> <p>会長は、答申案について採決することとし、その結果、労側一部反対で議決され、審議会は、広島労働局長へ答申した。</p> <p>2 令和 6 年度広島県特定最低賃金の改正及び決定（新設）申出の取扱いについて</p> <p>事務局から、本年度の広島県特定最低賃金改正等の申出状況（改正 8 業種、決定（新設）1 業種「各種商品、各種食料品小売業」）の説明を行った後、これら改正決定及び決定（新設）の必要性の有無について、広島労働局長から審議会に諮問した。</p> <p>会長は、8 業種の改正決定及び新設 1 業種の決定の必要性について労使各側に意見を求めたところ、使側委員から「各種商品小売業」の改正決定及び「各種商品、各種食料品小売業」の新設決定については「必要性なし」、その他 7 業種は「保留」との意見が出された。</p> <p>労側委員から「各種商品小売業」の改正決定及び「各種商品、各種食料品小売業」の新設決定について、検討小委員会設置の意見が出されたが、使側委員からは「設置の必要性なし」との意見が出された。</p> <p>その後、調査審議を行った結果、8 業種の改正決定の必要性については継続審議となり、「各種商品、各種食料品小売業」の新設決定については、「決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。」旨、審議会から広島労働局長へ答申した。</p> <p>3 その他</p> <p>次回、第 556 回審議会は、8 月 21 日（水）午前 10 時 00 分から広島地方合同庁舎 4 号館 2 階 11 号会議室において開催され、継続審議となった 8 業種の特定最低賃金の改正決定の必要性に関する調査審議と併せて、8 月 20 日までに、広島県最低賃金の改正決定</p>			

に係る関係労使の異議の申出が提出された場合には、異議の取扱いについて審議する予定。